

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL) 6765-8904
(FAX) 6765-8905

府教委は「今後の児童生徒数の増加」 に見合う新校建設を直ちに行え!

「知的障がいのある児童生徒等の 教育環境に関する基本方針」 (新たな府教委方針) について (見解)

大阪府立障害児学校教職員組合執行委員会

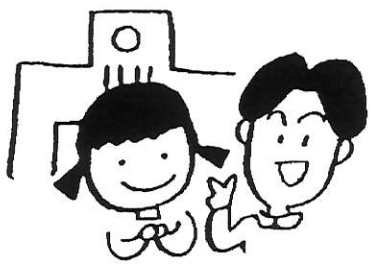
1. 前回推計を大幅に上回る

1590人の児童生徒増が明らかに



府教委は、2017年3月に発表した「将来推計(今後10年間で知的障害のある児童生徒が約1400人増加)」をうけて、2018年2月に「知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」(以下、「府教委基本方針」)を示しました。2020年10月には、「府教委基本方針」にもとづき「将来推計について再推計し、これまでの推計値を約200人上回る1590人増となることが明らか

となりまし。府教委は、この結果を踏まえて「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」(以下、「新たな府教委方針」)をまとめました。しかし、その内容は、大幅な児童生徒数増に全く見合った方針とはなっておりません。大障教が考える問題点は以下の通りです。



2. 障害児学校の「過大・過密」の解消とは 程遠い「新たな府教委方針」の概要

(1) 閉校した高校を活用した新校の整備

「新たな府教委方針」では、「もと西淀川高校を活用した新校整備に着手した」と記載しています。今後の方向性として、「閉校等の活用による支援学校整備について、(中略)可能な限り、国の集中取組期間中に実施する」と述べています。

大障教は、これまで1400人増加に対して「600人程度」しか学校整備をしないという府教委の方針の抜本的見直しを求めてきました。今回の「新たな府教委方針」にいたっては、「600人」の半数程度にあたる「200〜300人規模」の旧西淀川高校校舎を活用した新校整備のみを示すにとどまっています。「児童生徒の数に応じた学校の整備が当然に必要」という「有識者会議(※裏面参照)」における意見に反して、今後の学校整備に係る具体的な計画を示していない内容は断じて容認できません。



(2) 知的障がい支援学校の既存施設の活用

「府教委基本方針」では、2018〜2022年度頃までに「400人程度対応可能」と記載していました。「新たな府教委方針」では、その実績として、「令和2年4月時点で、通学区区域割の変更も含め690人程度分の普通教室の確保を図った」と記載しています。今後の方向性では、「普通教室の確保(特別教室の転用)」と「通学区区域割の変更」については、「慎重に判断しなければならない」と記載しています。

大障教は、すでに「過大・過密」となっている知的障害支援学校において、更なる詰めこみによる「特別教室の転用」と子どもと保護者に大きな負担をあたえる「通学区区域割の変更」を推進した「府教委基本方針」については断固として反対してきました。そのうえ、「新たな府教委方針」においても、「既存施設の活用」については今後も推進しようとしている府教委の矛盾した姿勢は断じて容認できません。

(裏面に続く)



石垣りん。女性詩人として、茨木のり子と「双壁をなす」と形容される。彼女の「貧しい町」の前半を引用させて頂く。

「貧しい町」

一日働いて帰ってくる、
家の近くのお惣菜屋の店先きは
客もどだえて
売れ残りのてんぷらなどが
棚の上に まばらに残っている。

そのように私の手もとにも
自分の時間、が少しばかり
残されている。

疲れた 元気がない時間、
熱のさめたてんぷらのような時間。

教員の長時間労働が社会問題だ。勤務時間が「過労死ライン」を超える教員は、中学校では半数以上らしい。しかし、政府は法律を変更してまで「教員の変形労働時間制」の具体化をたくらんでいる。教員の「命と健康」を軽んじる姿勢に怒りを覚える。

田中昌人(全障研初代全国委員長)は、「働くことで健康が害されてはならない。働くことで人格が豊かになっていく条件をつくらう」と呼びかけた。マルクスは、「時間は人間の発達の場である。思うままに処分できる自由な時間を持たない人間、(中略)その全生涯を資本家のための労働によって奪われる人間は、牛馬にも劣るものである。」と述べ、人間の発達における自由な時間の重要性を指摘した。

教員に残された「自分の時間」が、「さめたてんぷらのような時間」なら、教育に未来はない。みんな、ともに闘おう! (久)

(表面からの続き)

(3) 知肢併置の拡充

「府教委基本方針」では、2019～2022年度頃までに「250人～300人程度対応可能」と記載していました。しかし、「新たな府教委方針」では、その進捗として、「肢体不自由支援学校の生活課程の新設や拡充には、至っていない」と記載しています。今後の方向性は、「知肢併置の拡充」については、「慎重に見極めていく必要がある」と記載しています。

大障教は、これまで肢体不自由校としてつくられた学校に数合わせのために知的障害の子どもたちを無理やり通わせる「知肢併置」については、肢体不自由のある児童生徒と知的障害のある児童生徒双方の教育条件低下につながるから断じて認められないという立場で運動をすすめてきました。その結果、運動の到達により、府教委の「知肢併置の拡充」の具体化を止めています。しかし、府教委はなおも「慎重に見極めていく必要がある」と述べており、その内容は、引き続き知肢併置の具体化を含むものであると考えられることから断じて容認できません。

(4) 府立高校内への分教室の設置

「府教委基本方針」では、2021～2025年度頃までに、「150人～200人程度対応可能」として記載していました。しかし、「新たな府教委方針」ではその進捗として、「検討をすすめる中で、大阪府教育委員会として取り組んできた自立支援推進校や共生推進校との連携確保等の論点整理を行った」と記載し、その具体化はされていません。今後の方向性では、「支援学校の専門性や自立支援推進校の成果等を活かしながら、府立高校など大阪における『インクルーシブ教育』をどのように進めていくべきかという観点から、別段の検討を進めていく」と記載しています。

大障教は、高校の教室を「間借り」する「分教室の設置」については、特別教室の整備の不十分さや劣悪な教職員配置など、他府県で生じている教育条件低下のさまざまな問題が大阪でも生じることに対して危惧します。「過大・過密」解消のために「分教室の設置」を持ち出すのではなく、新校整備による対応をおこなうべきであると考えます。

3. 「新たな府教委方針」に盛り込まれた重大な問題

(視覚支援学校と聴覚支援学校の機能併設)

「新たな府教委方針」の今後の方向性として、「府立支援学校のうち、最も老朽化の進む大阪北視覚支援学校について、教育内容や学校規模等のほか、聴覚支援学校の機能との併設等の是非など、改修等に向けた課題整理と具体的なスケジュール等を明確化できるよう検討を行い、令和3年度中に結論を得る必要がある」としました。

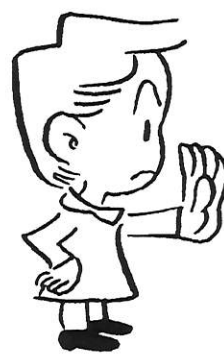
大障教は、老朽化した学校は、子どもの安全と命を守るためにも早急に建て替える必要があると考えます。そのような対策は講じずに、老朽化した校舎の改修を口実に視覚支援学校と聴覚支援学校の「機能併設」を打ち出すなど、言語道断です。「併設」については、視覚障害のある幼児児童生徒と聴覚障害のある幼児児童生徒双方の教育条件低下が懸念されます。視覚障害教育、聴覚障害教育がこれまで積み上げてきた教育における専門性や配慮等を踏まえると、全く適切な対応ではありません。それぞれの子どもたちにとって最善の施策をおこなうべきであると考えます。

4. 障害児学校の適正規模・適正配置の実現めざして

以上のように、「新たな府教委方針」は、大阪府内の障害児学校の深刻な「過大・過密」を解消するための具体的な方針が全く明示されておらず、更なる負担を子どもや保護者におしつける極めて不十分な内容と考えます。

また、「有識者会議」では、「推計などせずとも、これ以上の教室転用の余裕がなく、学校整備が待たない」と言える。「特別教室の普通教室への転換は、本来の教育のあるべき方向と逆行するのではない」「トイレや更衣室が不足しているケースがあるが、これは人権問題にもなりかねない」「通学区域割変更は、当該過密校の児童生徒の教育環境のみならず、多くの児童生徒に影響を生じさせる。また通学時間にも十分に配慮すべき」などの指摘がなされました。これらの意見は、大障教や父母・関係者がこれまで訴えてきた内容と同様です。しかし、「新たな府教委方針」には、これらの声は全く反映されていません。こうした声を真摯に受け止め、早急な具体策を示すべきです。

大障教は、府教委に対して「新たな府教委方針」を抜本的に見直し、直ちに今後の児童生徒の増加に見合った新校建設をおこなうことを求めます。引き続き、学校の「過大・過密」問題の解決と、長時間通学を解消するため、適正規模・適正配置にもとづく地域にねざした障害児学校建設を求める運動を、父母・教職員のみならずと力を合わせて全力ですすめる決意です。



※「有識者会議」…「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」策定のために、2018年に府教委が示した「知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」について5人の有識者からの意見を聞き見直しをおこないました。教育分野：丹羽登（関西学院大学教育学部教授）、発達臨床心理：河崎佳子（神戸大学発達科学部・大学院人間発達環境学研究科教授）、知的障がい福祉：黒田隆之（桃山学院大学社会学部准教授）、当事者団体等：坂本ヒロ子（社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長）・道井忠男（社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会理事長）